

平成29年度 認定こども園・保育園の保育料について(2号・3号認定)

○4月1日時点において2号認定(保育認定・3歳以上児)の児童

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の基準月額(円)					
階層区分	定義	保育標準時間			保育短時間		
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0			0		
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	5,000	2,500	0	4,000	2,000	0
C	C1 A階層を除き、市町村民税所得割の額が48,600円未満の世帯	15,000	7,500		14,000	7,000	
	C2 A階層を除き、市町村民税所得割の額が48,600円以上97,000円未満の世帯	25,000	12,500		24,000	12,000	
	C3 A階層を除き、市町村民税所得割の額が97,000円以上169,000円未満の世帯	28,000	14,000		27,000	13,500	
	C4 A階層を除き、市町村民税所得割の額が169,000円以上301,000円未満の世帯	29,000	14,500		28,000	14,000	
	C5 A階層を除き、市町村民税所得割の額が301,000円以上の世帯	30,000	15,000		29,000	14,500	

○4月1日時点において3号認定(保育認定・3歳未満児)の児童

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の基準月額(円)					
階層区分	定義	保育標準時間			保育短時間		
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0			0		
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	6,000	3,000	0	5,000	2,500	0
C	C1 A階層を除き、市町村民税所得割の額が48,600円未満の世帯	18,000	9,000		17,000	8,500	
	C2 A階層を除き、市町村民税所得割の額が48,600円以上97,000円未満の世帯	27,000	13,500		26,000	13,000	
	C3 A階層を除き、市町村民税所得割の額が97,000円以上169,000円未満の世帯	32,000	16,000		31,000	15,500	
	C4 A階層を除き、市町村民税所得割の額が169,000円以上301,000円未満の世帯	36,000	18,000		35,000	17,500	
	C5 A階層を除き、市町村民税所得割の額が301,000円以上の世帯	37,000	18,500		36,000	18,000	

保育料は、原則として父母及び、児童と同一世帯に属し生計を一にしている父母以外の家計を主宰している扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の市町村民税課税額の合計額と児童の4月1日時点支給認定区分(2号・3号認定)により、定めています。

なお、保育料の算定基礎となる市町村民税所得割は、4月から8月までは平成28年度分、9月から3月までは平成29年度分の額となります。

1 児童の年齢について

年度の初日における満年齢により区分されます。

2 市町村民税について

C階層における市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除及び外国税額控除等のいわゆる税額控除適用前の税額となります。

- ・ みなし寡婦(夫)控除 ※要申請 (子育て支援課までお問い合わせください。)
- 未婚の父又は母について、保育料の計算上、地方税法の寡婦(夫)控除を適用できます。

3 保育料の軽減について(次頁の《保育料軽減のしくみ》と合せてご確認ください)

【多子世帯】

(1) 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、最年長の児童から順に2人目の保育料は基準月額半額、3人目以降については無料となります。(しくみ①)

(2) 18歳未満(平成11年4月2日以降生まれ)の児童が世帯に3人以上いる場合、18歳未満の最年長の児童から順に数えて3人目以降の児童の保育料については無料となります。(しくみ②)

(軽減対象:階層区分 BからC3)

(3) 入園している児童が最年長の子どもから順に数えて2人目以降の児童の保育料については無料となります。

1人目が「生計を一にする」子どもであれば、年齢や同居しているかは問いません。(しくみ③)

(軽減対象:階層区分 BからC2の一部)

- ・ ひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯】

(1) B階層の世帯の保育料は無料となります。(しくみ①)

(2) 1人目の児童の保育料は基準月額半額(C1階層は基準月額から1,000円減額後半額)、2人目以降は無料となります。(しくみ②)

(軽減対象:階層区分 C1からC2の一部)

4 月の途中で入退所児童の保育料について(入退所月分)

月の途中で入退所した場合における入退所月の保育料は、基準月額を次の算式で計算した日割額となります。なお、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

(1) 月途中入所 基準月額×入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

(2) 月途中退所 基準月額×退所日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

保育料の算定に必要な書類について

1 所得課税証明書

(1) 平成29年1月2日以降に七尾市に転入された方

平成28年1月1日に住民登録のあった住所地の「平成28年度(平成27年分)所得課税証明書」及び平成29年1月1日に住民登録のあった住所地の「平成29年度(平成28年分)所得課税証明書(平成29年度所得課税証明書の発行可能日は各市町村にお問い合わせください)」

(注意) 所得の状況を申告していない場合や、必要な書類(転入された方の税額証明等)の不備や提出が遅れた場合は、保育料を最高額に決定する場合があります。ご了承下さい。

2 身体障害者手帳等の写し

(身体・精神・療育手帳、特別児童扶養手当の証書、障害年金の証書のいずれか) 世帯員に身体障害者手帳等を交付されている者がいる場合

※お問い合わせは七尾市役所(ミナクル2階) 子育て支援課 保育支援グループ までお願いします。

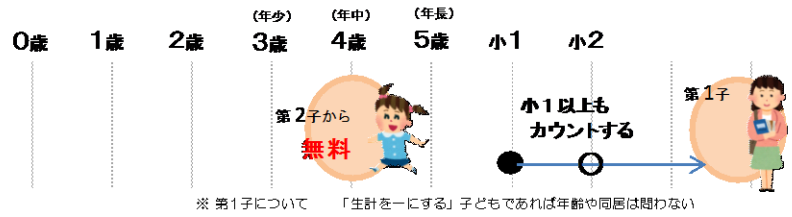
TEL 0767-53-8419 FAX 0767-53-1052

《保育料軽減のしくみ》

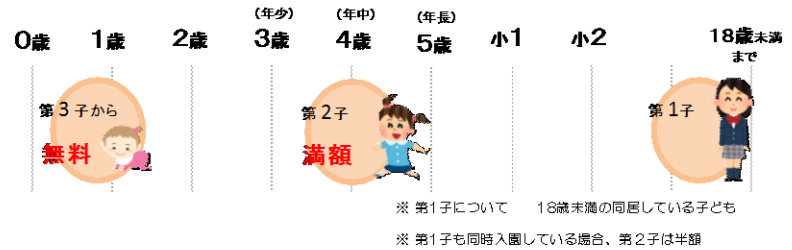
(2、3号認定)

多子世帯

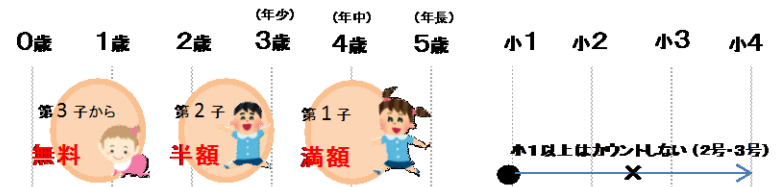
③ 市民税所得割合計が
(2号・3号) 57,700円未満
の世帯 (※階層BからC2の一部に
限る)



② 市民税所得割合計が
(2号・3号) 57,700円以上169,000円未満
の世帯 (※階層BからC3に限る)

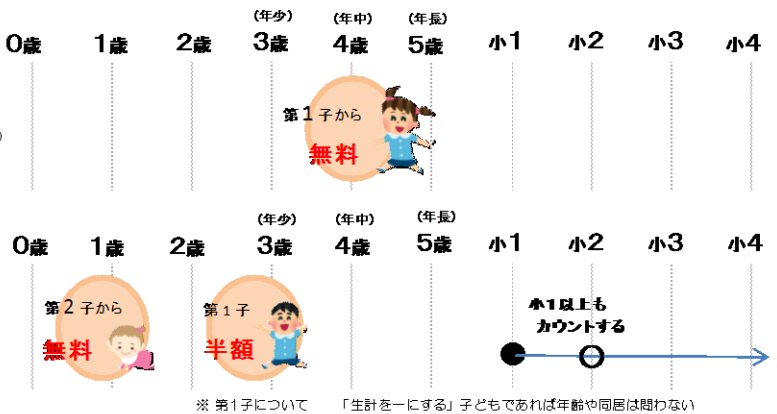


① 市民税所得割合計が
(2号・3号) 169,000円以上
の世帯で、同時入園の場合

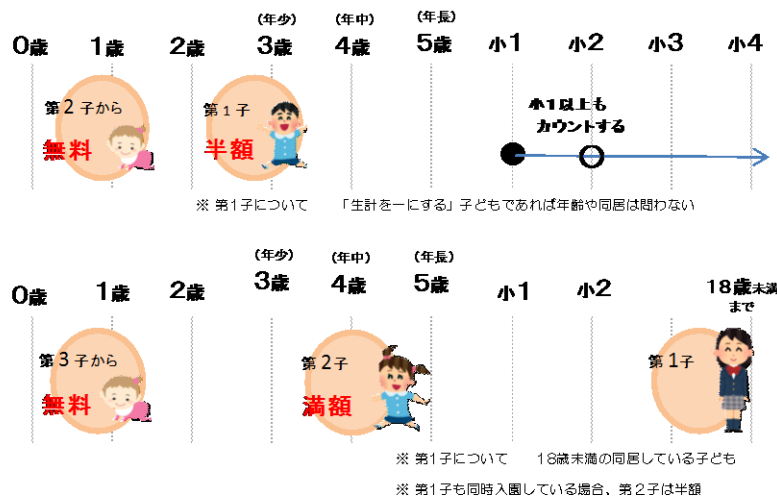


ひとり親世帯または 在宅障害児(者)のいる世帯

① 世帯の市民税が非課税 (※階層Bに限る)



② 市民税所得割合計が
77,101円未満の世帯 (※階層
C1からC2の一部)



② 市民税所得割合計が
(2号・3号) 55,700円以上169,000円未満
の世帯 (※階層BからC3に限る)



① 市民税所得割合計が
(2号・3号) 169,000円以上
の世帯で、同時入園の場合

